

○住居手当に関する規則

〔 昭和 63 年 3 月 1 日 〕  
規 則 第 5 号

改正 平成 17 年 3 月 30 日 規則第 9 号  
平成 18 年 2 月 24 日 規則第 5 号  
平成 19 年 3 月 30 日 規則第 11 号  
平成 22 年 3 月 30 日 規則第 12 号  
平成 29 年 3 月 31 日 規則第 11 号

(総則)

第 1 条 一般職の職員の給与に関する条例（昭和 43 年条例第 18 号）第 10 条（以下「住居手当の条項」という。）の規定による住居手当の支給については、職員の給与の支給に関する規則（昭和 51 年規則第 11 号）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(適用除外職員)

第 2 条 住居手当の条項第 1 項第 1 号の規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 国、他の地方公共団体又は組合の事務と密接な関連を有する事務を行う法人で組合長が定めるものから貸与された職員宿舍に居住している職員
- (2) 組合の所有に係る宿舍に居住している職員
- (3) 職員の扶養親族たる者（一般職の職員の給与に関する条例第 7 条第 2 項に規定する扶養親族で同条例第 8 条第 1 項の規定による届出がされている者に限る。以下この号において同じ。）が所有する住宅及び職員の配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。）、父母又は配偶者の父母で、職員の扶養親族たる者以外の者が所有し、又は借り受け、居住している住宅並びに組合長がこれらに準ずると認める住宅の全部又は一部を借り受けて当該住宅に居住している職員

(届出)

第 3 条 新たに住居手当の条項第 1 項の職員たる要件を具備するに至った職員は、当該要件を具備していることを証明する書類を添付して、別記第 1 号様式の住居届により、その住居の実情を速やかに組合長に届け出なければならない。住居手当を受けている職員の居住する住宅、家賃の額等に変更があつた場合についても、同様とする。

2 前項の場合において、やむを得ない事情があると認められるときは、添付すべき書類は、届出後速やかに提出することをもつて足りるものとする。

(確認及び決定)

第4条 組合長は、職員から前条第1項の規定による届出があつたときは、その届出に係る事実を確認し、その者が住居手当の条項第1項の職員たる要件を具備するとき、その者に支給すべき住居手当の月額を決定し、又は改定しなければならない。

2 組合長は、前項の規定により住居手当の月額を決定し、又は改定したときは、その決定又は改定に係る事項を別記第2号様式の住居手当認定簿に記載するものとする。

(家賃の算定の基準)

第5条 第3条第1項の規定による届出に係る職員が家賃と食費等を併せて支払っている場合において、家賃の額が明確でないときの家賃の額に相当する額の算定は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 居住に関する支払額に食費等が含まれている場合 その支払額の100分の40に相当する額

(2) 居住に関する支払額に電気、ガス又は水道の料金が含まれている場合 その支払額の100分の90に相当する額

(支給の始期及び終期)

第6条 住居手当の支給は、職員が新たに住居手当の条項第1項の職員たる要件を具備するに至つた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が同項に規定する要件を欠くに至つた日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもつて終わる。ただし、住居手当の支給の開始については、第3条第1項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後にはされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

2 住居手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたとき、又は職員が住居手当の条項第1項第2号に規定する場合に係る住居手当を受けている場合において同号に規定する当該新築又は購入がなされた日から起算して5年を経過したときは、それぞれその事実の生じた日又は5年を経過した日の属する月の翌月（それらの日が月の初日であるときは、それらの日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、住居手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

(事後の確認)

第7条 組合長は、現に住居手当の支給を受けている職員が住居手当の条項第1項の職員たる要件を具備しているかどうか及び住居手当の月額が適正であるかどうかを随時確認するものとする。

(雑則)

第8条 この規則の実施に関し必要な事項は、組合長が定める。

(平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間の読替え)

第9条 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間は、第2条第3号中「一般職の職員の給与に関する条例第7条第2項に規定する扶養親族で同条例第8条第1項」とあるのは「一般職の職員の給与に関する条例第7条第2項に規定する扶養親族で一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成29年条例第3号）附則第2項の規定により読み替えられた一般職の職員の給与に関する条例第8条第1項」とする。

附 則

(施行期日)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年3月30日規則第9号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年2月24日規則第5号）

この規則は、平成18年3月1日から施行する。

附 則（平成19年3月30日規則第11号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月30日規則第12号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月31日規則第11号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

別記第1号様式（第3条関係）

# 住 居 届

（ 年 月 日提出）

香南香美老人 ホーム組合 組 合 長 様	事業所名				主な届出の理由 <input type="checkbox"/> 新 規 <input type="checkbox"/> 支給要件の喪失 <input type="checkbox"/> 転 居 <input type="checkbox"/> 契約関係の変更 <input type="checkbox"/> 家賃の額の改定 <input type="checkbox"/> その他（                    ） 届出の理由が生じた日                    年 月 日	組合長印
	職名		氏名	印		

住居手当に関する規則第3条の規定に基づき、住居の実情を届け出ます。（契約書等証明書類                    通添付）

住居手当の条項第1項第1号	契 約 年 月 日	年 月 日 から	住 宅 へ の 入 居 日	年 月 日			
	住 宅 の 所 在 地						
	住 宅 の 所 有 者	続 柄（                    ）	住 所				
	住 宅 の 貸 主	続 柄（                    ）	住 所				
	住 宅 の 借 主	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 扶養親族   共同名義人が <input type="checkbox"/> いない <input type="checkbox"/> いる		氏名	続柄（                    ）		
	家 賃 等	月額                    円 （ 年 月 日から）	左記家賃等には <input type="checkbox"/> 電気、ガス又は水道の料金が含まれている。（光熱費込みの下宿代） <input type="checkbox"/> 食費等が含まれている。（まかない付下宿代）				
住居手当の条項第1項第2号	契 約 年 月 日	年 月 日 から	住 宅 へ の 入 居 日	年 月 日			
	住 宅 の 所 在 地						
	住 宅 の 所 有 者	続 柄（                    ）	住 所				
	住 宅 の 貸 主	続 柄（                    ）	住 所				
	住 宅 の 借 主	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 扶養親族   共同名義人が <input type="checkbox"/> いない <input type="checkbox"/> いる		氏名	続柄（                    ）		
	家 賃 等	月額                    円 （ 年 月 日から）	左記家賃等には <input type="checkbox"/> 電気、ガス又は水道の料金が含まれている。（光熱費込みの下宿代） <input type="checkbox"/> 食費等が含まれている。（まかない付下宿代）				
<input type="checkbox"/> 借家・借間（住居手当の条項第1項第1号） <input type="checkbox"/> 借家・借間（住居手当の条項第1項第1号）							
上記のとおり							
<input type="checkbox"/> 確認する。							
<input type="checkbox"/> 確認し、規則第4条に規定する家賃の額に相当する額は、                    円であると算定する。 （住居手当の条項第1項第1号）							
<input type="checkbox"/> 確認し、規則第5条に規定する家賃の額に相当する額は、                    円であると算定する。 （住居手当の条項第1項第2号）							
年 月 日				取扱者 認 印		施設長	係
職 名                    氏 名                    ㊟							
備考.....							

記入上の注意

- 1 「主な届出の理由」欄には、住居届の主な理由の一について 印を付するものとする。
- 2 「家賃等」欄には、権利金、敷金、食費、電気代、ガス代、水道代、共益費若しくは店舗付住宅の店舗部分その他これに類するものに係る借料又は借り受けた住宅を他に転貸している場合の転貸部分に係る家賃等を含まないものを記入する。ただし、居住に関する支払額に電気、ガス若しくは水道の料金が含まれている場合（例：光熱費込みの下宿代）又は居住に関する支払額に食費等が含まれている場合（例：まかない付下宿代）で家賃に相当する額の算出が困難なときは、光熱費、食費等を含めた額（光熱費込みの下宿代又はまかない付下宿代）を記入してさしつかえない。なお、この場合には該当するものに 印を付するものとする。

住 居 手 当 認 定 簿

所 属	届 出 の 事 由		異動後の所属	該 当 条 文 ( 決 定 家 賃 等 )			氏 名	備 考
	発 生 年 月 日 ( 改 定 年 月 日 )	内 容	提出年月日	受 理 年 月 日	支 給 の 始 期 等	住居手当 の 月 額	住居手当の条項及び住居手当に関する 規則に従い左記のとおり決定(改定)す る。	
	年 月 日 ( から まで )		年 月 日	年 月 日	□住居手当の条項第1項第1号 ( 円) □住居手当の条項第1項第2号 ( 円)	年 月 日 ( から まで )	円	職 氏名 年 月 日 (印)
	年 月 日 ( から まで )		年 月 日	年 月 日	□住居手当の条項第1項第1号 ( 円) □住居手当の条項第1項第2号 ( 円)	年 月 日 ( から まで )	円	職 氏名 年 月 日 (印)
	年 月 日 ( から まで )		年 月 日	年 月 日	□住居手当の条項第1項第1号 ( 円) □住居手当の条項第1項第2号 ( 円)	年 月 日 ( から まで )	円	職 氏名 年 月 日 (印)
	年 月 日 ( から まで )		年 月 日	年 月 日	□住居手当の条項第1項第1号 ( 円) □住居手当の条項第1項第2号 ( 円)	年 月 日 ( から まで )	円	職 氏名 年 月 日 (印)
	年 月 日 ( から まで )		年 月 日	年 月 日	□住居手当の条項第1項第1号 ( 円) □住居手当の条項第1項第2号 ( 円)	年 月 日 ( から まで )	円	職 氏名 年 月 日 (印)
	年 月 日 ( から まで )		年 月 日	年 月 日	□住居手当の条項第1項第1号 ( 円) □住居手当の条項第1項第2号 ( 円)	年 月 日 ( から まで )	円	職 氏名 年 月 日 (印)
	年 月 日 ( から まで )		年 月 日	年 月 日	□住居手当の条項第1項第1号 ( 円) □住居手当の条項第1項第2号 ( 円)	年 月 日 ( から まで )	円	職 氏名 年 月 日 (印)
	年 月 日 ( から まで )		年 月 日	年 月 日	□住居手当の条項第1項第1号 ( 円) □住居手当の条項第1項第2号 ( 円)	年 月 日 ( から まで )	円	職 氏名 年 月 日 (印)
	年 月 日 ( から まで )		年 月 日	年 月 日	□住居手当の条項第1項第1号 ( 円) □住居手当の条項第1項第2号 ( 円)	年 月 日 ( から まで )	円	職 氏名 年 月 日 (印)
	年 月 日 ( から まで )		年 月 日	年 月 日	□住居手当の条項第1項第1号 ( 円) □住居手当の条項第1項第2号 ( 円)	年 月 日 ( から まで )	円	職 氏名 年 月 日 (印)
	年 月 日 ( から まで )		年 月 日	年 月 日	□住居手当の条項第1項第1号 ( 円) □住居手当の条項第1項第2号 ( 円)	年 月 日 ( から まで )	円	職 氏名 年 月 日 (印)
	年 月 日 ( から まで )		年 月 日	年 月 日	□住居手当の条項第1項第1号 ( 円) □住居手当の条項第1項第2号 ( 円)	年 月 日 ( から まで )	円	職 氏名 年 月 日 (印)
	年 月 日 ( から まで )		年 月 日	年 月 日	□住居手当の条項第1項第1号 ( 円) □住居手当の条項第1項第2号 ( 円)	年 月 日 ( から まで )	円	職 氏名 年 月 日 (印)
備考								